

境界確定申請時の注意事項

(申請書類について)

- ◎ 申請書類の内容に不備があった場合は、差し替えや不足書類の提出など補正していただくよう求めますので、ご了承ください。

(資料提供について)

- ◎ 申請日から1週間程度で周辺の既明示資料および立会人のリストをご用意いたします。資料については確実にお渡しできるように、原則として市役所までご足労いただきますようお願いいたします。やむを得ない事情で来庁していただけない場合は、ご相談ください。

(立会について)

- ◎ 申請日から大よそ1ヶ月程度で立会させていただきます。日程調整につきましては、2～3日程度ご指定いただければ調整いたします。出来る限り申請者様の意向に沿うために、市から日程を指定することはいたしません。

(確定図面の検図について)

- ◎ 検図につきましては、メールで図面データのやり取りをすることも可能です。ただし、三角スケールで図面上の境界点間距離等を確認しますので、少なくとも最終の図面は郵送等で現物を提出いただくようよろしくお願いいたします。

(確定図面について)

- ◎ 境界確定図は、署名・捺印された正本を3部ご提出ください。ご提出いただく図面は出来る限りA4サイズに折りたたんでください。また、国または大阪府へ同時に申請をしている場合は、3部+コピー(1部)をご提出ください。

(申請の取下げについて)

- ◎ 境界確認の立会を行った日から1年が経過しても確定図面の提出や連絡等がない場合、不調に終わったものとみなして申請の取下げを求める連絡をさせていただきます。
取下げの連絡をしてから6ヶ月が経過しても取下書の提出や連絡等がない場合は、再度ご連絡をした上で申請書類一式を申請者または代行者に返戻いたします。

(その他)

- ◎ 境界確定申請書類、既明示の解約届出書、後日立会証明書、境界確定図の記載例等は市のウェブサイトからダウンロードできますので、そちらをご活用ください。

【※URL:<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2014090400013/>】

- ◎ 上記の内容またはそれ以外でご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問合せください。

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
柏原市 都市みどり安全部 道路河川管理課 占用明示係
TEL : 072-972-1598、FAX : 072-972-1541
E-mail : dourokaseni@city.kashiwara.osaka.jp